

様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1. 提案の取扱い

体育施設では、「基山町体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則」に基づき、12月29日～1月3日までの期間を、休館日とさせていただいております。

ご提案いただきました年末年始の町施設の利用につきましては、調査や規則等の見直しを行う時間がございませんので、本年につきましては、ご理解いただきますようお願いいたします。

今後は、今回の「まちづくり提案」を受けまして、来年1年かけて、年末年始における町民の公共施設の利用について、ニーズ調査を行い、その結果により、規則等の見直しも検討します。

2. 取扱いの理由

これまで、体育施設の屋外施設につきましては、4年前に一度、要請があり基山町体育協会にアンケートを実施し、テニスコートの元旦利用を試行的に行いました。

その後のニーズ調査は、行っていませんでしたので、今後は、年末年始の公共施設利用について、ニーズ調査を行い、その結果により、規則等の見直しをしたいと考えております。